

地方公共団体の関与について（政令指定都市の意見提出について）

1．現行制度における都道府県知事意見提出までのフロー

- (1)現行制度における都道府県知事意見提出までのフローは別紙のとおり。
- (2)第2回環境影響評価制度総合研究会で行ったヒアリングにおいて横浜市から、「法で定める知事意見の提出期限よりも1ヶ月以上前には知事に意見提出することが求められており、環境影響評価審査会の運営に苦慮している」といった指摘がある。

2．政令指定都市等における環境影響評価条例の制定状況

政令指定都市の制定状況及び政令指定都市以外で制定している市は以下のとおり。

政令指定都市全18市のうち、15市において条例が制定されている（施行は14市）。一方、中核市全41市のうち条例が制定されているのは3市、特例市全41市のうち条例が制定されているのは2市にとどまっている。

政令指定都市

地方公共団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
札幌市	札幌市環境影響評価条例	H 11.12.14	H 12.10. 1
仙台市	仙台市環境影響評価条例	H 10.12.16	H 11. 6.12
さいたま市	さいたま市環境影響評価条例	H 15. 3.14	H 17. 4. 1
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H 10. 9.24	H 11. 6.12
横浜市	横浜市環境影響評価条例	H 10.10. 5	H 11. 6.12
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	H 11.12.24	H 12.12. 1
新潟市	新潟市環境影響評価条例	H 21. 3.24	H 22. 4. 1
静岡市	未制定		
浜松市	未制定		
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	H 10.12.21	H 11. 6.12
大阪市	大阪市環境影響評価条例	H 10. 4. 1	H 11. 6.12
堺市	堺市環境影響評価条例	H18.12.22	H20. 4. 1
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	H 9.10. 1	H 10. 1.12
岡山市	未制定		
広島市	広島市環境影響評価条例	H 11. 3.31	H 11. 6.12
北九州市	北九州市環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12
福岡市	福岡市環境影響評価条例	H 10. 3.30	H 12. 3.29

政令指定都市以外

地方公共団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
逗子市	逗子市の良好な都市環境をつくる条例	H 4. 6.25	H 4. 9. 1
岡崎市（中核市）	岡崎市生活環境等影響調査条例	H 12. 6.26	H 12. 7. 1
吹田市（特例市）	吹田市環境影響評価条例	H 10. 3.31	H 10.10. 1
高槻市（中核市）	高槻市環境影響評価条例	H 15. 9.30	H 16. 4. 1
枚方市（特例市）	枚方市環境影響評価条例	H 4.12.21	H 5.10. 1
箕面市	箕面市環境保全条例	H 9. 3.31	H 9. 4. 1
尼崎市（中核市）	尼崎市環境影響評価等に関する条例	H 17. 3. 4	H 17.10. 1

3. 政令指定都市域が環境影響区域に含まれた事例

平成 21 年 9 月現在、環境影響評価法に基づく手続きが完了した 84 件（経過措置を除く。）のうち、政令指定都市が影響区域に含まれた事例は 14 件である（9 市が該当）

また、影響区域が単独の政令指定都市に収まっている事例は 6 件（4 市）であり、その概要は以下のとおり。（道路 1 件、鉄道 1 件、発電所 1 件、埋立 1 件、区画整理 2 件）

案 件 名	事業種別	事業規模	関係地域
仙台市高速鉄道東西線建設事業	鉄 道	延長約14km	仙台市
名古屋都市計画事業茶屋新田土地 区画整理事業	区画整理	約148ha	名古屋市
神戸国際港都建設計画道路1.3.6 号大阪湾岸線西伸線	道 路	6車線、約14.5km	神戸市
堺港発電所設備更新	発電所	火力 200万kw (40万kw×5基)	堺 市
北九州学術・研究都市北部土地 区画整理事業	区画整理	約136ha	北九州市
新門司南地区公有水面埋立事業	埋 立	約49ha	北九州市

4. 地方公共団体に権限を委譲している事例

(1) 政令指定都市のみに権限を委譲している他制度の例

都道府県が処理することとされている事務のうち、政令指定都市のみに権限が委譲されている制度がある。詳細は別紙参照。

法令等名称	概要
国土利用計画法	都道府県知事の権限に属するものとされている事務（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出等）は、政令指定都市においては、当該政令指定都市の長が行う。
都市鉄道等利便 増進法	都道府県が処理することとされている交通結節機能の高度化（駅施設における相当数の旅客の乗降及び乗継ぎ等の際、複数の交通手段の間を結節する機能を高度化すること。）に関する所要の事務は、政令指定都市においては、当該政令指定都市の長が行う。
工場立地法	都道府県が処理することとされている事務（一定規模以上の製造業等に係る工場等の新設等をしようとする者からの届出の受理及び勧告等）は、政令指定都市においては、当該政令指定都市が処理するものとする。
発達障害者支援 法	都道府県が処理することとされている事務（発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備等）は、政令指定都市においては、当該政令指定都市が処理するものとする。

(2) 政令で定める市に権限を委譲している他制度の例

都道府県が処理することとされている事務のうち権限委譲する地方公共団体を政令で定めている制度がある。詳細は別紙参照。

法令等名称	概要
大気汚染防止法	法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る事務（工場に係る事務を除く。）については、政令で定める市が行うことができる。（工場に係る事務等については、政令指定都市や中核市に適用されているものもある。）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物処理計画の策定及びその達成の推進等の所要の事務については、政令指定都市及び中核市並びに政令で定める市が行うことができる。
児童福祉法	都道府県が処理することとされている事務（児童相談所の設置や保育士試験等に関する事務等）は、政令指定都市及び中核市並びに政令で定める市が行うことができる。

5. ポイント

現行制度では、環境影響評価条例を有する市の審査スケジュールが困難という指摘がある。

政令指定都市の大半が環境影響評価条例を制定している一方、政令指定都市以外で制定しているのは一部にとどまる。

影響区域が単独の政令指定都市に収まる事例もみられる。

他制度において、政令指定都市のみに権限を委譲している事例、政令で個別に指定した市に権限を委譲している事例がある。

地方公共団体に権限を委譲している他制度の例

(1) 政令指定都市のみに権限を委譲している他制度の例

国土利用計画法

(大都市の特例)

第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十一条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

都市鉄道等利便増進法

(大都市の特例)

第二十六条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

工場立地法

(大都市の特例)

第十五条の四 この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

発達障害者支援法

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(2) 政令市に権限を委譲している他制度の例

大気汚染防止法

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

大気汚染防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、高崎市、川口市、所沢市、越谷市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、四日市市、豊中市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。
一～九（略）

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る同項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。
一～八（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の二

第一項の規定による登録に関する事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

児童福祉法

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

児童福祉法施行令

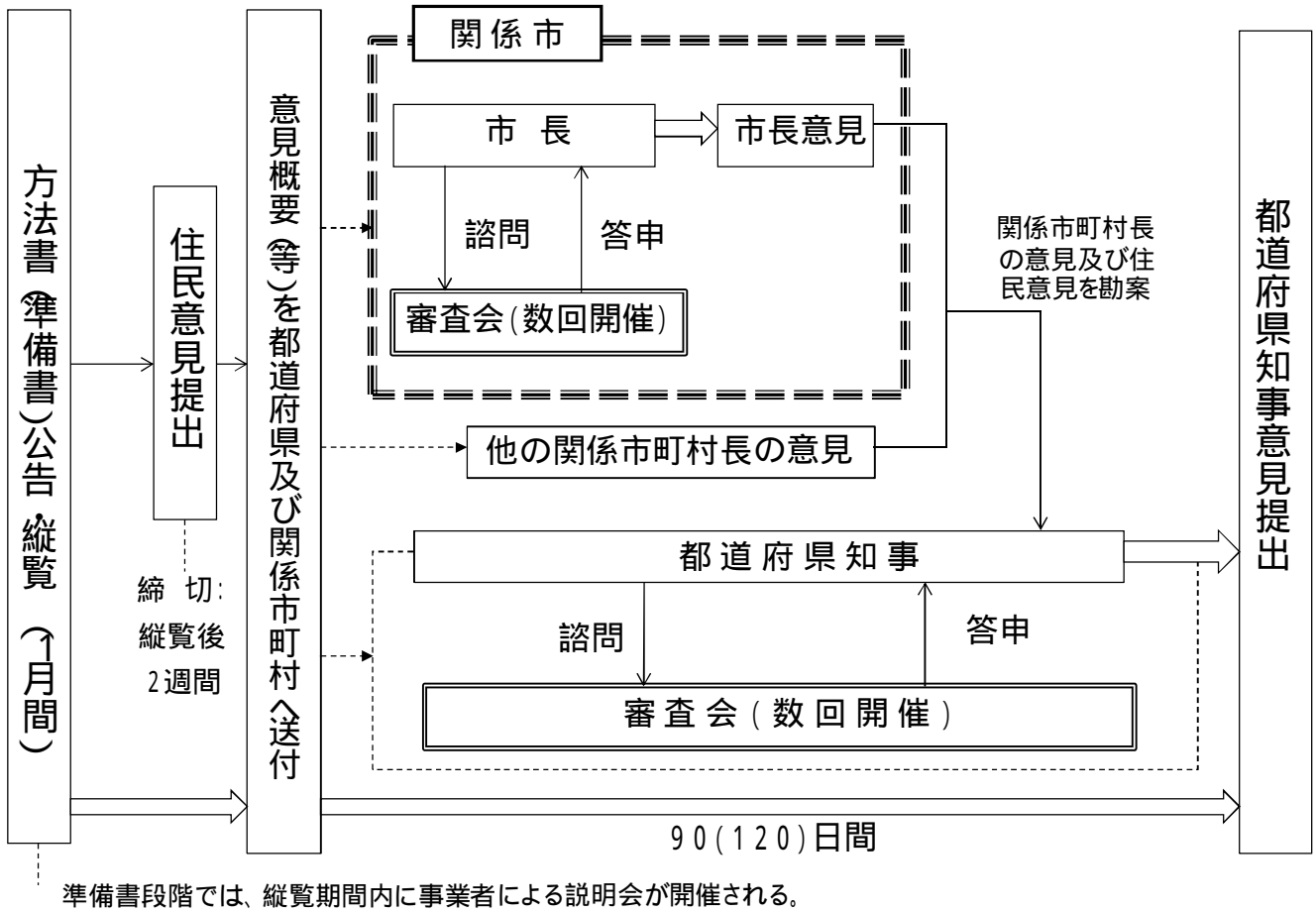
第四十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の二に定めるところによる。

第四十五条の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。

現行制度における都道府県知事意見提出までのフロー

【関係市が環境影響評価条例を有する市の場合】



【関係市が環境影響評価条例を有する市ではない場合】

